

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年2月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000158号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000116号

第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における平成28年5月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年5月の標準報酬月額については、20万円から22万円、同年6月から同年11月までの標準報酬月額については、20万円から38万円とする。

平成28年5月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年5月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年5月1日から平成29年9月1日まで

請求期間の標準報酬月額が給与支給額と相違していたため、事業主により標準報酬月額の訂正の届出を行ったが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。給与明細等を提出するので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成28年5月1日から同年12月1日までの期間については、請求者から提出された請求期間に係る給与明細、預金通帳、取引明細証明書、源泉徴収票、確定申告書及び甲第1号証(以下「給与明細等」という。)並びに日本年金機構の回答により、請求者が当該期間においてオンライン記録により確認できる保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該記録に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額及び事業主から届出されるべき報酬月額が確認できる場合は当該報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上記給与明細等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成28年5月は22万円、同年6月から同年11月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年5月から平成29年8月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額を訂正する旨の届出を、年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年7月21日に提出していることから、年金事務所は、請求者の平成28年5月から同年11月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成28年12月1日から平成29年9月1日までの期間については、給与明細等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額と同額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000366号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000117号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成24年7月26日から同年9月1日に訂正し、同年7月及び同年8月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成24年7月26日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の給付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月26日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年7月26日から同年9月1日まで

B社からA社に出向していた平成20年6月から平成24年8月31日まで期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る労働者名簿、出勤簿及び給与明細書並びに事業主の回答により、請求者が請求期間において同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録及び上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成24年7月26日から同年8月1日に訂正する届出を、請求期間の厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年4月27日に提出し、さらに、平成24年8月1日から同年9月1日に訂正する届出を、令和2年5月14日に提出し、請求期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年7月

26 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。